

広島市都市再生特別地区の提案に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広島市都市計画提案制度手続要領（以下「提案要領」という。）の第4条第2項ただし書及び第6条第1項ただし書の規定に基づき、都市再生特別地区の決定等の都市計画提案に関する提出資料及びその審査に必要な事項を定めるものとする。

(提出資料)

第2条 提案者は、提案要領第4条第2項に定める資料のほか、次の各号に掲げるものを提出することとする。

(1) 基礎評価表(様式1)

(2) 基礎評価表に該当する事項のない都市の再生に寄与する公共貢献等及び開発に伴う周辺への影響・対応策に関する追加説明資料（以下「追加説明資料」という。様式は自由。）

(提案の審査)

第3条 広島市都市計画提案審査委員会（以下「委員会」という。）における提案の審査は、提案要領第6条第1項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものについて行うこととする。

(1) 基礎評価表(様式1)及び追加説明資料における都市再生の効果、実行性の有無

(2) 別表1における、容積率の緩和量に応じた必要な評価点

2 前項第2号の別表1における評価点は、基礎評価表(様式1)において算出された基礎評価点に、追加説明資料の評価による追加評価点を加算したものとする。ただし、基礎評価点は200点以上とする。

3 前項の追加評価点は、別表2の区分により、委員会の評価に応じて算出するものとする。

4 委員会は、提案要領第7条第1項における住民及び利害関係人からの意見を受理した場合又は同条第4項における提案者による説明があった場合にあつては、その内容を第1項の審査における参考とする。

附 則

この基準は、令和2年3月31日から施行する。

(別表1) 容積率の緩和量と必要な評価点の対応表

容積率の緩和量 ^{※1}	200%以下	201~300%	301~400% ^{※2}
必要な評価点	200点以上	300点以上	400点以上

※1：提案する都市再生特別地区における容積率の最高限度として定める数値と、当該地区の用途地域に関する都市計画により定められた容積率の最高限度（指定容積率）との差分をいう。

※2：400%を超える緩和量の場合には、その公共貢献等の妥当性について、追加説明資料等により個別の判断を行う。

(別表2) 追加評価点の採点区分

追加説明資料の評価	不可	可	良	優
追加評価点	0	A/10	3A/10	5A/10

A：基礎評価点